

## 平成 28 年度の保険料の減免について

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における被保険者（東日本大震災発生後に他市町村へ転出した被保険者を含む）は下表のとおり、保険料が免除されます。

対象になる方	免除の期間
帰還困難区域等（※1） 旧避難指示区域等（※2）ただし、上位所得層（※3）を除く 旧避難指示解除準備区域（※4）ただし、上位所得層（※3）を除く	「平成 28 年度分保険料」
旧避難指示解除準備区域  ただし、上位所得層（※3）に限る	「平成 28 年 9 月分までに相当する保険料」

※ 1 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の 3 つの区域。

※ 2 平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）の 2 つの区域等。

※ 3 世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の、平成 27 年のそれぞれの総所得金額から基礎控除（33 万円）を差引いた額を合計した額が、600 万円を超える世帯。

※ 4 平成 27 年度に指定が解除された檜葉町の旧避難指示解除準備区域。

## 平成 28 年度の一部負担金の減免について

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における被保険者（東日本大震災発生後に他市町村へ転出した被保険者を含む）は下表のとおり、一部負担金が免除されます。

ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額や、柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術等は対象になりません。

対象になる方	免除の期間
帰還困難区域等（※1） 旧避難指示区域等（※2）ただし、上位所得層（※3）を除く 旧避難指示解除準備区域（※4）ただし、上位所得層（※3）を除く	「平成 29 年 2 月 28 日」までの受診分まで
旧避難指示解除準備区域  ただし、上位所得層（※3）に限る	「平成 28 年 9 月 30 日」までの受診分まで

※ 1 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の 3 つの区域。

※ 2 平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）の 2 つの区域等。

※ 3 世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の、平成 27 年（平成 28 年 7 月受診分までの場合は、平成 26 年）のそれぞれの総所得金額から基礎控除（33 万円）を差引いた額を合計した額が、600 万円を超える世帯。

※ 4 平成 27 年度に指定が解除された檜葉町の旧避難指示解除準備区域。

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における被保険者以外の方にかかる一部負担金の免除については平成 28 年 3 月 31 日で終了いたしました。